

アンチ・ドーピングについて

1. 本連盟のアンチ・ドーピング方針を示します。
 - アンチ・ドーピングについて大学およびチームが適切な教育をする
 - 選手一人ひとりがアンチ・ドーピングについて理解し、実践する
 - 本連盟はクリーンな大会であることを証明するため、ドーピング検査を実施する本連盟では、本連盟学生競技者憲章に則り、以上の3段階をもってアンチ・ドーピング活動をしていきます。本連盟に所属する大学並びに競技者は、上記方針の遵守を徹底してください。
2. アンチ・ドーピング規則違反とは、次の10項目に抵触することです。
 - ①採取した尿や血液に禁止物質が存在すること
 - ②禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること
 - ③ドーピング検査を拒否または避けること
 - ④ドーピングコントロールを妨害または妨害しようとする
 - ⑤居場所情報関連の義務を果たさないこと
 - ※あらかじめ指定されたアスリートは、自身の居場所情報を専用のシステムを通して提出、更新する必要があります
 - ⑥正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること
 - ⑦禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする
 - ⑧アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること
 - ⑨アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与すること
 - ⑩アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと
3. ドーピング検査には以下の2種類が存在します。
 - ①ICT：競技会で実施される競技会検査
 - ②OOCT：トレーニング期間中に抜き打ちで実施される競技会外検査ICTは競技会に参加する競技者全員が検査対象となり、競技終了後に直接シャペロン役員から通告されます。また、禁止表にある全ての禁止物質と禁止方法が検査対象となります。OOCTは居場所情報を提出するように指定された競技者を対象として実施されます。事前に申請していた居場所情報をもとに、自宅や合宿所などに検査員が事前通告なく訪問してドーピング検査を実施します。禁止表で「常に禁止される物質」が対象になります。ICT、OOCTいずれにおいても、検査を回避・拒否した場合にはアンチ・ドーピング規則違反とみなされます。
4. 治療使用特例（TUE）について理解します。

禁止表で定められた禁止物質や禁止方法を使用せざるを得ない場合は、治療使用特例（TUE）を、国際レベルの競技者は国際陸連へ、それ以外の競技者はJADAへ申請します。出場しようとする競技会の30日前には提出が必要です。詳細については、日本アンチ・ドーピング機構 (<https://www.playtruejapan.org/code/rule/treatment.html>)、日本陸連医事委員会 (<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/#anti-doping>) をご確認ください。

5. 特に注意が必要な禁止物質について

市販のかぜ薬や鼻炎用内服薬、喘息の薬には禁止物質を含むことが多いため、注意が必要です。具体的には、以下のような禁止物質が含まれていますので、使用には注意してください。

- ・エフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・プソイドエフェドリン
- ・麻黄
- ・メトキシフェナミン
- ・トリメトキノール

6. 代表的な使用可能薬リスト

頭痛・発熱・生理痛	バファリン (アスピリン)
	ロキソニン (ロキソプロフェン)
	アスピリン
咳・痰	ムコダイン (カルボシステイン)
	アストミン (ジメモルファンリン酸塩)
	コンタック咳止め ST
のどの痛み	イソジンうがい薬
	パブロン・トローチ
	ルルうがい薬
鼻水・鼻つまり	ジルテック (セチリジン)
	パブロン点鼻・パブロン点鼻 Z
下痢止め	タンナルビン (タンニン酸アルブミン)
	新ビオフェルミン S 錠・S 細粒
気管支炎・気管支喘息	テオドール (テオフィリン)
	フルタイド吸入剤
	ユニフィル (テオフィリン)

あくまで一例となりますので、この表以外にも使用可能薬は存在します。

引用：日本陸上競技連盟 陸上競技者のためのドーピングコントロール 便利帳 2017